**政府職員失業者退職手当の追加給付について**

【令和７年７月３１日時点】京都労働局

　毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

　毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始します。

**１　追加給付の対象者**

　　**平成16年８月１日以降、平成31年３月17日までに失業者の退職手当を受給した方**

　　※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

**２　追加給付の進め方**

１　失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。

　　２　お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、京都労働局職業安定部職業安定課雇用保険係あてにご返送ください。

　　３　京都労働局職業安定部職業安定課雇用保険係にて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

　　**※　京都労働局管轄のハローワークで失業者の退職手当の支給を受けた方で、ご自身が対象となるか不明な場合は、京都労働局職業安定部職業安定課雇用保険係へお問い合わせください。**

**＜ご注意ください！＞**

**〇　上記「お知らせ」は、京都労働局管轄のハローワークで失業者の退職手当の支給を受けた方は京都労働局職業安定部職業安定課雇用保険係から郵便物により送付します。**

**〇　それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります。）。**

**〇　本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。**

**〇　国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。**

**〇　不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。**

**３　追加給付の進捗状況**

　確認された失業者の退職手当の追加給付対象者件数：３４６件

　追加給付のお支払いを完了した件数：１５９件

　【お問い合わせ先】

　　　　京都労働局職業安定部職業安定課雇用保険係

　　　　〒６０４－０８４６　京都市中京区両替町通御池上ル金吹町４５１

　　　　☎０７５－２４１－３２６８

　※本省のHPのリンク

　　URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00083.html>

　※令和７年８月１日以降、追加のお支払いを実施した際に当ページを更新します。処理状況に変更がなければ更新されませんのでご留意ください。